

TOKYU POINT規約

(ビジネスカード用／コーポレートカード用・会社一括方式)

2025年6月20日改定

第1条 (本規約の目的)

本規約は、東急カード株式会社（以下「東急カード社」といいます）が発行する<TOKYU CARD>という名称のクレジットカード（以下「カード」といいます）の法人会員（以下単に「会員」といいます）に対して、東急株式会社（以下「当社」といいます）が提供するサービスの内容を定めたものです。

本規約に定めのない事項については、個人情報取扱同意条項（ビジネスカード用／コーポレートカード用・会社一括方式）、および東急カード社が定める<TOKYU CARD>カード法人会員規約（ビジネスカード用／コーポレートカード用・会社一括方式）によるものとします。

第2条 (TOKYU POINT)

会員は、次の各号のサービスの提供を受けることができます。

- イ) 会員は、本規約第3条の定めにより、TOKYU POINTプログラム参加企業（以下「加盟店など」といいます）での商品のご購入およびサービスのご利用に際し、TOKYU POINT（以下「ポイント」といいます）を貯めていただくことができます。
- ロ) 会員は、本規約第5条の定めにより、貯めたポイントを当社または加盟店などが提供する商品・サービスなどとの交換またはその代金の全部もしくは一部に充当することができます。

第3条 (ポイントの付与)

1. 会員は、ポイント付与の対象となる加盟店などでの商品のご購入またはサービスのご利用の際、ご精算前にカードを提示、またはカードの番号を登録するなどの当社所定の手続きを行った場合には、当社が別途定める条件に応じてポイントが付与されます。
2. 加盟店などによりポイントの付与方法、付与率、対象商品・サービス、決済方法、付与日などが異なります。
3. 同種の複数枚のカードをお持ちの場合、それぞれのカードに付与されるポイントは原則として合算されます。なお、会員からの申告により他のポイント機能を付帯したカードのポイント残高に合算できる場合があります。

第4条 (ポイントの照会)

ポイントの照会は、当社の業務委託先である東急カード社のホームページ（TOKYU POINT Webサービス (<https://ssl.topcard.co.jp/member/index.html>))、または、TOKYU POINT デスク（お問合せ先については本規約の末尾をご参照下さい）にて確認できます。

また、加盟店などによっては、お買上げレシートやお買物券発券機などにて確認できるものもあります。

第5条 (ポイントの利用)

1. 会員は、次の各号の方法でポイントを利用することができます。

- イ) 加盟店などにおいて商品・サービスの代金の全部または一部に充当する方法
- ロ) 加盟店などの指定するお買物券（以下「お買物券」といいます）に引き換える方法
- ハ) 当社の指定する商品・サービスに引き換える方法
- ニ) その他当社または加盟店などの指定する方法

なお、加盟店などにより、利用方法、利用条件、商品・サービスなどが異なります。

2. ポイントの利用に際して釣銭はお出しできません。また、現金、商品券（当社指定のお買物券を除きます）、仮想通貨等との引換えもできません。
3. お買物券は加盟店などが指定し、券面に記載された条件でご利用いただけます。お買物券の紛失・盗難・汚損・破損などによる再発行は行いません。お買物券の紛失・盗難が発生した場合、加盟店などおよび当社は一切の責任を負いません。
4. 会員がポイントを利用することにより加盟店などから提供を受ける商品・サービスに係る契約は、会員と当該加盟店などとの間で成立します。当社は、会員がポイントを利用することで加盟店などから提供を受ける商品・サービスについていかなる保証も会員に与えるものではなく、会員がポイントを利用することにより加盟店などから提供を受ける商品またはサービスについての責任を負いかねます。

第6条（ポイントの有効期限、失効）

1. 毎年、1月1日から12月31日までに会員が取得したポイントは、翌々年の12月31日まで有効とします。有効期限を過ぎたポイントは無効となります。
2. 次の各号のいずれかに該当した場合、当該事由に該当した時点で当該時点のポイントの残高の全てが失効し、会員はポイントのご利用ができなくなります。
 - イ) 会員の都合により退会する場合
 - ロ) 会員が会員資格を喪失した場合
 - ハ) 会員が<TOKYU CARD>カード法人会員規約（ビジネスカード用／コーポレートカード用・会社一括方式）または本規約に違反した場合
 - ニ) その他当社がポイントを失効させることが適切であり必要であると判断した場合

第7条（カードの紛失、盗難、毀損、滅失）

1. カードの紛失、盗難、毀損、滅失などで、ポイントが第三者などにより利用された場合は、当社は一切その責任を負いません。
2. 第三者などによりカードを不正に使用された場合、当該不正使用に付与されたポイントは無効です。

第8条（お買上げ商品の返品処理）

1. お買上げ商品・サービスおよび権利の返品・取消の場合は、カードおよびお買上げ時のレシートなどを提示いただき、当該付与ポイント数を累計ポイントから差引くものとします。
2. ポイントを利用してお買上げいただいた商品・サービスおよび権利を返品・取消した場合は、返品処理を行う加盟店などの規定に基づき、お買上げ時と同数のポイントまたは返品・取消相当額のお買物券をお戻しします。現金での払戻しはいたしません。

3. 返品・取消により残高ポイントがマイナスになった場合は、マイナスとなったポイント数に相当する金額を現金その他当社指定の決済方法にてお支払いいただきます。

第9条（付帯サービスなど）

1. 会員は、当社または当社の提携会社・加盟店などが提供するカード付帯サービスおよび特典（以下「付帯サービスなど」といいます）を利用することができます。会員が利用できる付帯サービスなどおよびその内容については、東急カード社ホームページ（<https://www.topcard.co.jp>）でご確認いただけます。
2. 会員は、付帯サービスなどの利用に関する規約などがある場合には、それに従うものとし、当該規約の定め、その他付帯サービスなどの提供会社の事情などにより、付帯サービスなどの利用ができない場合があることをあらかじめ承諾するものとしします。

第10条（不可抗力による会員の損害）

天災地変など、当社の責めに帰することのできない事由から会員に生じた不利益など（前条第2項の付帯サービスなどの利用ができない場合も含みますが、これに限りません）については、当社は一切の責任を負わないものとしします。

第11条（会員の損害賠償責任）

会員は、本規約の違反またはポイントの利用に関連して当社に損害を与えた場合、当社に発生した損害（逸失利益および弁護士費用を含みます）を賠償するものとしします。

第12条（反社会的勢力の排除）

1. 会員は、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」といいます）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを保証します。
 - イ) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ロ) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ハ) 自己または第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - ニ) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
 - ホ) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 会員は、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれにも該当する行為を行わないことを確約するものとしします。
 - イ) 暴力的な要求行為
 - ロ) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ハ) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ニ) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または当社の業務を妨害

する行為

ホ) その他前各号に準ずる行為

3. 当社は、会員が、暴力団員等または第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・保証に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、会員に対して何らの催告をすることなく当該会員の会員資格を失効させることができるものとします。
4. 当社は、前項により会員資格を失効させた場合には、これにより当該会員に損害が生じたとしてもこれを一切賠償する責任はないことを確認し、会員はこれをあらかじめ承諾するものとします。

第13条（本規約の追加、変更）

1. 本規約は民法第548条の2第1項に定める定型約款に該当し、当社は次の各号の場合に、当社の裁量により本規約を変更することがあります。
 - イ) 本規約の変更が、会員の一般の利益に適合するとき。
 - ロ) 本規約の変更が、契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
2. 前項により、当社が本規約を変更する場合、本規約を変更する旨ならびに変更後の本規約の内容およびその効力発生日について、効力発生日の1ヶ月前までに、東急カード社ホームページ (<https://www.topcard.co.jp>) に掲示し、またはその他当社所定の方法により会員にその内容をお知らせいたします。変更後の本規約の効力発生日以降に会員がカードを利用したときは、会員は本規約の変更を承認したものとみなします。
3. 当社はポイント事業運営上の都合や障害の発生などにより、本規約に定めるサービス内容の提供を予告なく一時的に中断することがあります。
4. 当社は、本規約に定めるサービス内容の提供の中断によって会員または他の第三者に生じた損害について、その原因が当社の責めに帰すべき事由によるものではない限り、責任を負わないものとします。

第14条（準拠法・合意管轄）

本規約は、全て日本国の法令が適用されるものとし、また、当社と会員との間における本規約に関する一切の訴訟は、訴額に応じて東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第15条（その他の承諾事項）

会員は、カードに記録されたカード番号、磁気情報などの情報が漏えいしたことなどにより、カードに偽造、変造などが発生した場合またはそのおそれがある場合、直ちに当社にその旨の通知をするとともに、当社の指示に従い適切な措置を講じるものとします。

ポイントに関するお問合せ先

TOKYU POINTデスク<業務委託先：東急カード社>

〒158-8534 東京都世田谷区用賀4-10-1 世田谷ビジネススクエアタワー

ナビダイヤル 0570-063-109

<ナビダイヤルにつながらない方>

(東京) 03-6432-7564 (札幌) 011-290-7060